

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量(第6条—第10条)
- 第3章 廃棄物の適正処理
  - 第1節 一般廃棄物の処理(第11条—第20条)
  - 第2節 産業廃棄物の処理(第21条・第22条)
  - 第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等(第22条の2—第22条の7)
- 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第23条—第30条)
- 第5章 地域の清潔の保持等(第31条・第32条)
- 第6章 手数料等(第33条—第36条)
- 第7章 雑則(第37条—第39条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平17条例73・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再使用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用をいう。

(2) 再生利用 循環型社会形成推進基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。

(3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。

(4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。

(5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(平17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等によりその運営を能率的に行わなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量

(平17条例73・改称)

(市の減量義務)

第6条 市は、資源化物(市が行う廃棄物の収集において、再使用又は再生利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(平9条例48・平17条例73・一部改正)

(事業者の減量義務)

第7条 事業者は、再使用又は再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再使用又は再生利用を推進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の発生抑制等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。  
2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めなければならない。

(平13条例13・平17条例73・一部改正)

(適正包装の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。  
2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進しなければならない。  
3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の減量義務等)

第10条 市民は、再使用又は再生利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収その他の再使用又は再生利用を推進するための自主的な活動を企画し、又は当該活動に参加し、若しくは協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。  
2 市民は、商品の選択に当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### 第1節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第11条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。  
2 前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第12条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。  
2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。  
3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(平16条例32・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。  
2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(計画遵守義務者)

第14条 土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、管理者とする。以下この章及び第37条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、所定の場所に持ち出

す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(排出禁止物)

第15条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
  - (2) 危険性のある物
  - (3) 引火性のある物
  - (4) 著しく悪臭を発する物
  - (5) 特別管理一般廃棄物
  - (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼす物
- (改善命令等)

第16条 市長は、占有者が前2条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第17条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第12条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分<sup>の</sup>基準に従わなければならない。

(改善命令等)

第18条 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入れの拒否)

第19条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項及び第22条において同じ。)は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第20条 第12条第1項及び第14条から第16条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

## 第2節 産業廃棄物の処理

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認める物とする。

- 2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平15条例36・一部改正)

(産業廃棄物の受入れの拒否)

第22条 事業者は、産業廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等

(平10条例43・追加)

(対象施設の種類)

第22条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
  - (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- (平10条例43・追加、平30条例66・一部改正)

(調査書等の縦覧)

第22条の3 市長は、調査書を作成したときは、規則で定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、告示の日から1月間、次に掲げる場所において公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 北九州市環境局

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 市長は、調査書を公衆の縦覧に供するときは、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を併せて公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例43・追加)

(意見書の提出)

第22条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(平10条例43・追加)

(環境影響評価との関係)

第22条の5 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(2) 北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(平10条例43・追加)

(他の市町村との協議)

第22条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「調査書等」という。)の写しを送付し、調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平10条例43・追加)

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第22条の7 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により登録を受けた技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第32条第1項の規定により登録を受けた技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 学校教育法第1条に規定する大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 短期大学(学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下この条において「専門職大学」という。))の前期課程を含む。次号において同じ。)又は同法第1条に規定する高等専門学校(以下この条において「高等専門学校」という。))の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(9) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科を修めた者であつて、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従

事した経験を有するものであること。

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(平24条例29・追加、平30条例66・一部改正)

#### 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等)

第23条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所で規則で定めるもの(以下「大量排出事業所」という。)の事業者は、再使用又は再生利用を推進する等により当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第24条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書の提出)

第25条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。当該計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更した事項を市長に届け出なければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置)

第26条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物若しくは当該大量排出事業所又はこれらの敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

第27条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(改善勧告)

第28条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第23条第1項、第24条及び第25条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第27条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・一部改正)

(受入れの拒否)

第30条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表の後において、なお、第28条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

#### 第5章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第31条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

(土地の管理)

第32条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合において、当該土地の周囲の住民の生活を著しく害していると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第33条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例24・一部改正)

(手数料の減免)

第34条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理費用)

第35条 市は、法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の処分に関し、別表第2に定める処理費用を徴収する。

2 第33条第2項及び前条の規定は、前項の処理費用の徴収について準用する。

(平12条例24・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第36条 一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和43年北九州市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 第33条から第35条まで、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

5 第36条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、

同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成8年7月1日)

付 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年12月12日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節の次に1節を加える改正規定(第22条の5に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

付 則(平成11年3月31日条例第16号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第24号)

この条例中第33条第1項の改正規定及び別表第3の改正規定は平成12年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定(「市長」を「市」に改める部分に限る。)、第35条第1項の改正規定、別表第1のごみ処理手数料の市長が指定する場所に自ら搬入する場合の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分に限る。)、同表の備考の改正規定及び別表第2の埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)の不燃性産業廃棄物の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分及び「、ゴムくず又は廃石綿」を「又はゴムくず」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月19日条例第36号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月10日条例第54号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年6月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成17年12月6日条例第73号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月27日条例第46号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第2号で平成19年2月20日から施行)

付 則(平成20年3月25日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の[北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例](#)の規定は、この条例の施行の日以後に埋立処分場に搬入される廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前に埋立処分場に搬入された廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例によ

る。

付 則(平成23年3月17日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年6月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年12月19日条例第66号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条の2各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表第1(第33条関係)**

(平9条例13・平9条例48・平11条例16・平12条例24・平15条例36・平16条例32・平17条例73・平18条例46・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額	
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	定期的に行うもの	家庭ごみ	市長が指定する大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	50円
				市長が指定する中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	33円
				市長が指定する小袋(容量が20リットル相当のもの)1袋につき	22円
				市長が指定する特小袋(容量が10リットル相当のもの)1袋につき	11円
			資源化物(市長が別に定めるものを除く。)	市長が指定する大袋(市長が別に定める資源化物の処理に用いるもので容量が45リットル相当のもの)1袋につき	20円
		市長が指定する小袋(容量が25リットル相当のもの)1袋につき		12円	
		臨時的に行うもの	粗大ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000円以内で市長が定める額
				特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に500円を加えた額



		上記以外のも の	家庭 廃棄 物	100キログラム 又はその端数ご とに	2,300円
			事業 系一 般廃 棄物	100キログラム 又はその端数ご とに	2,600円
	市長が 指定す る場所 に自ら 搬入す る場合	焼却施設又は破砕施設に搬入する とき		10キログラム又 はその端数ごと に	100円
		埋立処分場に搬入す るとき	がれき類	100キログラム 又はその端数ご とに	450円
			上記以外のも の	100キログラム 又はその端数ご とに	750円
し尿処理手数料	市が収集し、 運搬し、及び処分 する場合	人員によるもの		1月1人につき	350円
		くみ取り量によるもの(人員により 難しい場合に限る。)		50リットルにつ き	400円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合			50リットルにつ き	40円
犬、猫等動物の死体 処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合			1個につき	1,000円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合			1個につき	400円

備考

- 1 家庭ごみとは、市が定期的に収集する一般廃棄物のうち資源化物以外のものをいう。
- 2 一般収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市の指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいい、特別収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、高齢者、障害者その他の者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。
- 3 がれき類とは、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。別表第2において同じ。

別表第2(第35条関係)

(平9条例13・平10条例43・平12条例24・平16条例32・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額
焼却破砕処理費用(市長が指定する焼却施設又は破砕施設に自ら搬入する場合)	可燃性産業廃棄物		10キログラム又 はその端数ごと に	100円
埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)	不燃性 産業廃 棄物	がれき類	100キログラム 又はその端数ご とに	450円
		燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、鋳さい、ばいじん又は政令第2条第13号に規定する廃棄物	100キログラム 又はその端数ご とに	750円

廃プラスチック類又はゴムくず	100キログラム 又はその端数ご とに	1,200円
----------------	---------------------------	--------

別表第3(第36条関係)

(平12条例24・平13条例13・平15条例54・平23条例7・平23条例18・平30条例20・一部改正)

種別	金額	
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(3) 法第7条の2第1項の項定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 1万円	
(4) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(5) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 10万円
(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定	1件につき 3万3,000円	
(7) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新	1件につき 2万円	
(8) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	1件につき 7万円	
(9) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	1件につき 7万円	
(10) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき 14万7,000円	
(11) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	1件につき 13万4,000円	
(12) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき 8万1,000円	
(13) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき 7万3,000円	
(14) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可	1件につき 10万円	
(15) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき 9万4,000円	
(16) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき 7万1,000円	
(17) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 9万2,000円	
(18) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき 8万1,000円	
(19) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき 7万4,000円	
(20) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可	1件につき 10万円	

(21) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき 9万5,000円	
(22) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき 7万2,000円	
(23) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 9万5,000円	
(24) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 14万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
(25) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(26) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定	1件につき 3万3,000円	
(27) 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新	1件につき 2万円	
(28) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	1件につき 7万円	
(29) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	1件につき 7万円	
(30) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可	1件につき 1万円	
(31) 第1号から第3号まで又は前号の許可を受けて交付された許可証の再交付	1件につき 1,000円	
(32) 法又は浄化槽法に基づく施設及び運搬器材の検査等	1件につき 1,000円	
(33) 前号の検査等を受けて交付された検査済証の再交付	1件につき 100円	